

主な保証制度のご案内

(令和7年3月14日現在)



-広がる夢のおてつだい-

和歌山県信用保証協会



CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF WAKAYAMA-KEN

目次

創業資金 (創業前／創業期)

- 1 [創業関連保証](#)
- 2 [スタートアップ創出促進保証](#)
- 3 [カードローンS](#)

経営の維持・発展 ／社会貢献

- 4 [特定社債保証](#)
- 5 [「SDGs型」特定社債保証](#)
- 6 [わかやまミライⅡ](#)
- 7 [大口無担保型提携保証](#)
- 8 [SDGs保証](#)
- 9 [MAX280](#)
- 10 [事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証](#)
- 11 [ラピート50](#)

気になる制度をクリックすると、各制度ページへアクセスできます。

資金繰り安定／ 経営改善

- 12 [経営改善サポート保証\(感染症対応型\)](#)
- 13 [経営改善サポート保証\(経営改善・再生支援強化型\)](#)
- 14 [経営力強化保証](#)
- 15 [資金集約プランⅠ型\[借換型\]](#)
- 16 [たんけいネクスト](#)
- 17 [プロパー融資借換特別保証](#)
- 18 [協調支援型特別保証](#)

当座貸越／ カードローン

- 19 [当座貸越根保証](#)
- 20 [当貸プライム](#)
- 21 [事業者カードローン当座貸越根保証](#)
- 22 [カードローンJ](#)

資産(不動産・流動資産) の活用

- 23 [不動産担保活用型提携保証](#)
- 24 [流動資産担保融資保証](#)

事業承継

- 25 [事業承継特別保証](#)

付 録

- [経営者保証を不要とする取り扱いについて](#)
- [約定書及び各種覚書締結先一覧](#)
- [提携保証覚書締結金融機関一覧](#)

1 創業関連保証

創業前/創業期に低い保証料率でご利用いただける保証制度です。

資格要件	(1)～(7)のいずれかに該当する方 (1) 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内(認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合、6か月以内)に個人で創業しようとする方 (2) 事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方 (3) 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内(認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合、6か月以内)に会社を設立して創業しようとする方 (4) 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 (5) 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 (6) 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、設立後5年未満の会社 (7) (2)に規定する創業者であって新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部または一部を当該会社に承継させる場合であって、事業を開始した日から起算して5年を経過していないものとして、創業者とみなされる方
資金使途	運転・設備・返済資金(創業により行う事業の実施に必要な資金)
保証限度額	3,500万円
保証期間	10年以内(据置期間1年以内)
保証割合	責任共有対象外(100%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	均等分割返済
担保	不要
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	年1.00%～年1.45% ※会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式 ・創業・再挑戦計画書
備考	・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度(新規開業資金[創業枠・創業サポート枠])がございます。 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられています。 詳細は「 和歌山県中小企業融資制度ご案内 」をご覧ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

2 スタートアップ創出促進保証

創業前/創業期にご利用いただける、経営者保証が不要な保証制度です。

資格要件	(1)~(5)のいずれかに該当する方 (1) 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内(認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合、6か月以内)に会社を設立して創業しようとする方 (2) 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 (3) 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 (4) 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、設立後5年未満の会社 (5) 事業を営んでいない個人が創業後5年未満の間に、新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部または一部を当該会社に承継させる場合であって、事業を開始した日から起算して5年を経過していないものとして、創業者とみなされる方 【自己資金要件】 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者については創業資金総額の1/10以上の自己資金を有している必要があります。
資金用途	運転・設備・返済資金(創業により行う事業の実施に必要となる資金)
保証限度額	3,500万円
保証期間	10年以内(据置期間1年以内) ※申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、または保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合、据置期間3年以内。
保証割合	責任共有対象外(100%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	均等分割返済
担保	不要
連帯保証人	不要
保証料率	年1.20% ※会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式 ・創業・再挑戦計画書
備考	・本制度を利用した方は、会社設立から原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」を金融機関に提出する必要があります。 ・金融機関は提出された「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(写)」について、創業者がガバナンスチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月または10月のいずれか早い月に保証協会に提出する必要があります。 ・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度(新規開業資金[創業枠・創業サポート枠])がございます。 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。 詳細は「 和歌山県中小企業融資制度ご案内 」をご覧ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

創業後1年未満の方にご利用いただける、カードローン形式の保証制度です。

資格要件	<p>創業後1年未満の方（事業を営んでいない個人、または事業を営んでいない個人により設立された会社に限る）で、(1)、(2)のいずれにも該当する中小企業者</p> <p>(1) 申込金融機関が今後とも創業計画に基づいて支援育成していきたい先で、償還能力があると認められ、適切にモニタリングを実施する方針の先であること</p> <p>(2) 本制度を含め事業者カードローン根保証及び小規模企業者カードローン根保証の利用がないこと</p>
資金用途	運転・設備資金（事業資金）
保証限度額	50万円以上100万円
保証期間	1年間または2年間（ただし更新可能）
保証割合	責任共有対象（80%保証）
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	約定返済または随時返済
担保	原則として不要
連帯保証人	<p>必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。</p> <p>※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。</p> <p>詳細は「経営者保証を不要とする取り扱いについて」をご覧ください。</p>
保証料率	<p>年0.39%～年2.07%</p> <p>※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の申込書類一式 ・創業したことが確認できる資料： 【個人】税務署提出の開業届の写し（開業予定時期を申告するものを除く）等 【法人】商業登記簿謄本 ・創業計画書

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

4 特定社債保証

中小企業者が発行する社債について、無担保・無保証人でご利用いただける保証制度です。

次の(1)~(3)のうち、①のいずれかの要件に該当し、②もしくは③かつ④もしくは⑤の要件を満たす会社

項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)
①純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

資格要件

資金用途

運転・設備・返済資金(事業資金)

保証限度額

2,400万円以上4億5,000万円(発行限度額3,000万円以上5億6,000万円)
※普通保険及び無担保保険(経営安定関連保証及び危機関連保証を除く)を含めて5億円が上限となります。

保証期間

2年以上7年以内(1年単位)

保証割合

80%保証

支払金利

発行体所定利率

償還方法

満期一括償還または6ヶ月ごとの定時償還

担保

保証金額2億円以内は無担保、2億円を超える場合は原則担保が必要となります。

連帯保証人

不要

保証料率

年0.45%~年1.90%
※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり

必要書類

・所定の申込書類一式(特定社債保証用の保証委託申込書をご利用下さい。)
・特定社債保証資格要件申告書

備考

・本制度のご利用には、必ず事前相談が必要となります。
事前相談の際は「特定社債保証事前相談書・支店長推薦書」と併せて必要書類一式の提出をお願いします。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

5 「SDGs型」特定社債保証

SDGsに取り組む中小企業者が発行する社債について、「特定社債保証」より0.2%低い保証料率でご利用いただける保証制度です。



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



(1) 及び(2)に該当する会社
(1) ①~③のうち i のいずれかの要件に該当し、ii もしくは iii かつ iv もしくは v の要件を満たすこと

項目	基準①	基準②	基準③
i 純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
ii 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
iii 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
iv 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
v インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

(2) SDGsの取り組みを行っていくこと

資格要件

資金使途

保証限度額

保証期間

保証割合

支払金利

償還方法

担保

連帯保証人

保証料率

必要書類

備考

運転・設備・返済資金(事業資金)
2,400万円以上4億5,000万円(発行限度額3,000万円以上5億6,000万円)
※普通保険及び無担保保険(経営安定関連保証及び危機関連保証を除く)を含めて5億円が上限となります。

2年以上7年以内(1年単位)

80%保証

発行体所定利率

満期一括償還または6ヶ月ごとの定時償還

保証金額2億円以内は無担保、2億円を超える場合は原則担保が必要となります。

不要

年0.25%~年1.70%
※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり。

- ・所定の申込書類一式
(特定社債保証用の保証委託申込書をご利用下さい。)
- ・特定社債保証事前相談書・支店長推薦書
- ・特定社債保証資格要件申告書
- ・SDGs宣言書

・本制度のご利用には、必ず事前相談が必要となります。
事前相談の際は「特定社債保証事前相談書・支店長推薦書」と併せて必要書類一式の提出をお願いします。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

6 わかやまミライⅡ

金融機関が事業性評価を実施している方を対象として、
通常より0.1%低い保証料率でご利用いただける保証制度です。

資格要件

- (1)～(6)のすべてに該当し、金融機関が事業性評価等を活用し、継続して支援する方針である
中小企業者(法人・青色申告である個人)
- (1) 2期以上の確定申告を行っていること
 - (2) 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること
 - (3) 納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税等)について滞納がないこと
 - (4) 保証協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと
 - (5) 保証協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと
 - (6) 本保証の新規需資額に対し、2割以上のプロパー融資残高(同時実行を含む)があること

資金用途

運転・設備・返済資金(事業資金)
※新規需資を必ず含む必要があります。

保証限度額

2億8,000万円

保証期間

一括返済:1年以内 均等分割返済:15年以内(据置期間1年以内)

保証割合

責任共有対象(80%保証)

貸付金利

金融機関所定利率

返済方法

一括返済または均等分割返済

担保

必要に応じて徴求

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。
詳細は「[経営者保証を不要とする取り扱いについて](#)」をご覧ください。

保証料率

年0.35%～年2.25%
※通常の保証料率から0.1%引き下げ
※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり

必要書類

- ・所定の申込書類一式
- ・事業性評価推薦書・資格要件確認書

備考

- ・本制度のご利用には、必ず事前相談が必要となります。
事前相談の際は「事前相談書」と併せて「事業性評価推薦書・資格要件確認書」及び必要書類一式の提出をお願いします。
- ・①～③のすべてに該当する場合、「普通保険」の無担保利用が可能となります。(保証限度額8,000万円)
 - ① 申込金融機関の債務者区分が「正常先」であること
 - ② 保証料区分が第4区分以上(一律料率適用先は除く)であること
 - ③ 本保証の新規需資額と同額以上のプロパー融資(新規需資額)を同時に行うこと
- ・本制度は提携保証制度となります。
ご利用可能な金融機関については「[提携保証覚書締結金融機関一覧](#)」をご確認ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

7 大口無担保型提携保証

迅速な保証審査により、大口保証を無担保でご利用いただける保証制度です。

資格要件	(1)～(7)のすべてに該当する中小企業者 (法人/青色申告であり、貸借対照表添付の税額控除を受けている個人) (1)業歴を1年以上有すること (2)営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること (3)納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税等)について滞納がないこと (4)保証協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと (5)保証協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと (6)申込金融機関の債務者区分が「正常先」であること ただし、申込金融機関の債務者区分が「未分類先(無格付先)」については、CRD(中小企業信用リスクデータベース)による3年累積デフォルト率が2%以下であること(個人の場合「正常先」に限る) (7)保証料区分が第5区分以上であること
資金用途	運転・設備・返済資金(事業資金) ※既往の本提携保証以外の返済資金及び不動産購入に係る資金は除きます。 ※本提携保証の返済資金は原則同一金融機関扱い分に限ります。
保証限度額	8,000万円 ※運転資金(既往の本提携保証を含む)は、申込直前期の平均月商3ヶ月以内とします。
保証期間	一括返済:1年以内 均等分割返済:10年以内(据置期間1年以内)
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	不要
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	年0.45%～年1.60% ※会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式
備考	・①及び②に該当する場合、「普通保険」の利用が可能となります。 ①申込金融機関の債務者区分が「正常先」であること ②保証料区分が第7区分以上であること ・本制度は提携保証制度となります。 ご利用可能な金融機関については「 提携保証覚書締結金融機関一覧 」をご確認ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

8 SDGs保証

SDGsに取り組む方を対象として、通常より0.1%低い保証料率でご利用いただける保証制度です。



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

資格要件	(1)～(6)のすべてに該当し、SDGsの取組みを行っていく中小企業者(法人/青色申告である個人) (1)業歴を1年以上有し、1期以上の確定申告を行っていること (2)営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること (3)納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税等)について滞納がないこと (4)保証協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと (5)保証協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと (6)金融機関の債務者区分が「正常先」または「要注意先」(要管理先は除く)であること ただし、信用格付を取得していない先については、正味資産が債務超過でないこと
資金用途	運転・設備・返済資金(事業資金) ※既往の本提携保証以外の返済資金及び不動産購入に係る資金は除きます。
保証限度額	3,000万円 ※運転資金(既往の本提携保証を含む)は、申込直前期の平均月商3ヶ月以内とします。
保証期間	10年以内(据置期間1年以内)
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	均等分割返済
担保	不要
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	年0.35%～年2.25% ※通常の保証料率から0.1%引き下げ ※会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式 ・SDGs宣言書
備考	・本制度は提携保証制度となります。 ご利用可能な金融機関については「 提携保証覚書締結金融機関一覧 」をご確認ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

9 MAX280

一定の財務要件を満たす方を対象として、大口の保証を無担保かつ通常より0.2%低い保証料率でご利用いただける保証制度です。

資格要件

- (1)～(7)のすべてに該当する法人
- (1) 県内に事業所を有し、同一事業に係る業歴を1年以上有すること
 - (2) 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること
 - (3) 納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税)について滞納がないこと
 - (4) 保証協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと
 - (5) 保証協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと
 - (6) 申込金融機関の債務者区分が「正常先」(無格付先は除く)であること
 - (7) 次の①～③のうち、iのいずれかの要件に該当し、iiもしくはiiiかつivもしくはvの要件を満たすこと

項目	基準①	基準②	基準③
i 純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
ii 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
iii 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
iv 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
v インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

資金使途

運転・設備資金(事業資金)
※不動産購入に係る資金は除きます。
※保証協会が特に認めた場合は、返済資金も可能となります。

保証限度額

2億8,000万円

保証期間

一括返済:7年以内 均等分割返済:15年以内(据置期間1年以内)
※本制度独自の「経営者保証不要プラン」を利用する場合、以下のとおり保証期間に制限があります。
【運転資金の場合】 一括返済:2年以内 均等分割返済:7年以内(据置期間1年以内)
【設備資金を含む場合】 一括返済:2年以内 均等分割返済:10年以内(据置期間1年以内)

保証割合

責任共有対象(80%保証)

貸付金利

金融機関所定利率

返済方法

一括返済または均等分割返済

担保

不要

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。
詳細は「[経営者保証を不要とする取り扱いについて](#)」をご覧ください。

保証料率

年0.25%～年2.15%
※通常の保証料率から0.2%引き下げ
※会計参与設置会社割引0.1%の適用あり

必要書類

・所定の申込書類一式

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

10 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証

保証料率を上乗せすることで、経営者保証が不要となる保証制度です。

資格要件	(1)～(5)のすべてに該当する中小企業者(法人) ただし、法人の設立事業年度の決算がない法人は(1)～(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人は(3)の資格要件は問わない (1)過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2)直近決算において、代表者(代表者に準ずる者を含む)への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3)次の両方またはいずれかに該当すること ①直近決算において債務超過でないこと ②直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②申込日を含む事業年度以降の決算において代表者(代表者に準ずる者を含む)への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと (5)保証料率の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望していること
資金用途	運転・設備・返済資金(事業資金) 【セーフティネット4号または5号の認定を受けている場合】 運転・設備・返済資金(経営の安定に必要な事業資金)
保証限度額	8,000万円 【セーフティネット4号または5号の認定を受けている場合】 別枠で8,000万円
保証期間	一括返済:1年以内 均等分割返済:10年以内(据置期間1年以内)
保証割合	責任共有対象(80%保証) 【セーフティネット4号の認定を受けている場合】 責任共有対象外(100%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	不要
連帯保証人	不要
保証料率	資格要件(3)①及び②のいずれも満たす場合:年0.70%～年2.15% (セーフティネット4号の認定を受けている場合:年1.15%、 セーフティネット5号の認定を受けている場合:年1.05%) 資格要件(3)①または②のいずれか一方を満たす場合または、法人設立後2事業年度の決算がない場合:年0.90%～年2.35% (セーフティネット4号の認定を受けている場合:年1.35%、 セーフティネット5号の認定を受けている場合:年1.25%) ※会計参与設置会社は0.1%割引適用あり ※保証申込日に応じて下記のとおり国の保証料補助が適用されます。(上記保証料率は補助前) 令和6年3月15日～令和7年3月31日:0.15% 令和7年4月1日～令和8年3月31日:0.10% 令和8年4月1日～令和9年3月31日:0.05% ただし、条件変更に伴い、追加して生じる保証料は補助対象外
必要書類	・所定の申込書類一式 ・事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書
備考	・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度(振興対策資金[経営者保証改革枠])がございます。 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。詳細は「 和歌山県中小企業融資制度ご案内 」をご覧ください。
取扱期間	令和9年3月31日保証協会申込受付分まで

11 ラピート50

金融機関のプロパー融資支援先について、迅速な保証審査で、通常より0.15%低い保証料率でご利用いただける制度です。



資格要件

- (1)～(5)のすべてに該当し、金融機関が継続して支援する方針である中小企業者（法人/青色申告であり貸借対照表添付の税額控除を受けている個人）
- (1) 業歴を1年以上有し、1期以上の確定申告を行っていること
- (2) 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること
- (3) 納期限の到来した税金（所得税・法人税・事業税等）について滞納がないこと
- (4) 協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと
- (5) 協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと
- (6) 申込直前期の確定決算におけるCRD（中小企業信用リスクデータベース）を活用した保証料区分が第4区分以上であること
- (7) 保証申込時点で本保証と同額以上のプロパー融資残高（※1）（同時実行を含む）があること
（※1）手形割引や社債等も含まれます。また、極度貸付（当座貸越等）の場合は極度額を残高とみなします。

資金用途

運転・設備・返済資金（事業資金）
※既往の本提携保証以外の借換資金ならびに不動産購入に係る資金は除きます。

保証限度額

5,000万円
※運転資金（既往の本提携保証を含む）は、申込直前期の平均月商の3ヶ月以内とします。

保証期間

一括返済：1年以内 均等分割返済：10年以内（据置期間2年以内）

保証割合

責任共有対象（80%保証）

貸付金利

金融機関所定利率

返済方法

一括返済または均等分割返済

担保

不要

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。
詳細は「[経営者保証を不要とする取り扱いについて](#)」をご覧ください。

保証料率

年0.30%～年1.65%
※通常の保証料率から0.15%引き下げ
※会計参与設置会社割引0.1%の適用あり

必要書類

・所定の申込書類一式

備考

・申込金融機関の債務者区分が「正常先」である場合、「普通保険」の利用が可能となります。
・本制度は提携保証制度となります。
ご利用可能な金融機関については「[提携保証覚書締結金融機関一覧](#)」をご確認ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

事業再生計画を作成し、事業再生に取り組む方を対象として、低い保証料率でご利用いただける保証制度です。

資格要件	<p>①～⑫のいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者</p> <p>① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生計画</p> <p>② 中小企業活性化協議会及び産業復興相談センターの指導・助言を受けた事業再生計画</p> <p>③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画</p> <p>④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき成立した計画であって、一定の要件をみたすもの</p> <p>⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p>⑩ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>⑪ 経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生計画</p> <p>⑫ 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画</p>
資金用途	運転・設備・返済資金(事業計画の実施に必要な事業資金)
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合、4億8,000万円)
保証期間	一括返済:1年以内 均等分割返済:15年以内(据置期間5年以内)
保証割合	責任共有対象(80%保証) ※既存の責任共有対象外の保証付融資または、危機関連保証の指定期間中に申込受付かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号の既往借入金を同額以内で借換する場合、責任共有対象外となります。
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	国の保証料補助により年0.20%～年0.65% 補助前: 【責任共有対象】年0.80%～年1.25%(経営者保証免除対応を適用する場合、年1.00%) 【責任共有対象外】年1.00%～年1.45%(経営者保証免除対応を適用する場合、年1.20%) ※いずれの場合も条件変更に伴い、追加して生じる保証料は補助対象外
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の申込書類一式 ・資格要件に規定する再生計画 ・経営者保証免除対応を適用する場合:経営者保証免除対応確認書
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付実行後、定期的に計画の実施状況を報告する必要があります。 ・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度(資金繰り安定資金[経営改善・事業再生])がございます。 <p>和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。詳細は「和歌山県中小企業融資制度ご案内」をご覧ください。</p>
取扱期間	令和7年3月31日保証協会申込受付分まで

13 経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）

事業再生計画を作成し、事業再生に取り組む方を対象として、低い保証料率でご利用いただける保証制度です。

資格要件	①～⑫のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生計画 ② 中小企業活性化協議会及び産業復興相談センターの指導・助言を受けた事業再生計画 ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき成立した計画であって、一定の要件をみたすもの ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪ 経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生計画 ⑫ 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画
資金用途	運転・設備・返済資金（事業計画の実施に必要な事業資金）
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合、4億8,000万円）
保証期間	一括返済：1年以内 均等分割返済：15年以内（据置期間3年以内）
保証割合	責任共有対象（80%保証） ※既存の責任共有対象外の保証付融資または、危機関連保証の指定期間中に申込受付かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号の既往借入金を同額以内で借換する場合、責任共有対象外となります。
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	国の保証料補助により年0.30%～年0.75% 補助前： 【責任共有対象】年0.80%～年1.25%（経営者保証免除対応を適用する場合、年1.00%） 【責任共有対象外】年1.00%～年1.45%（経営者保証免除対応を適用する場合、年1.20%） ※いずれの場合も条件変更に伴い、追加して生じる保証料は補助対象外
必要書類	・所定の申込書類一式 ・資格要件に規定する再生計画 ・経営者保証免除対応を適用する場合：経営者保証免除対応確認書
備考	・貸付実行後、定期的に計画の実施状況を報告する必要があります。 ・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度（資金繰り安定資金[経営改善・事業再生]）がございます。（令和7年4月1日改正） 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。詳細は「 和歌山県中小企業融資制度ご案内 」をご覧ください。
取扱期間	令和8年3月31日保証協会申込受付分まで

14 経営力強化保証

金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化につなげる制度です。

資格要件	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。
資金使途	【一般関係に係る保証】 運転・設備・返済(事業資金) 【経営安定関連保証(5号)】 経営の安定に必要な資金であって、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金(注1)を借り換える資金に限る(返済資金に加えて、運転・設備資金を含むことは可能)。 (注1) 既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金 ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金 ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証(保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))の特定中小企業者に係るものに限る)に係る既往借入金 ・保険法第15条に規定する危機関連保証(保険法第2条第6項(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))の特例中小企業者に係るものに限る)に係る既往借入金 ・経営安定関連保証(5号)であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内(延長後の期間を含む)に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金
保証限度額	2億8,000万円
保証期間	【一般関係に係る保証】 一括返済:1年以内 均等分割返済:運転資金5年以内、設備資金7年以内(据置期間は左記期間のうち1年以内) 本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内 【経営安定関連保証(5号)】 一括返済:1年以内 均等分割返済:10年以内(据置期間1年以内)
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	【一般関係に係る保証】 年0.45%~年2.20% ※申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用(申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)第21条各号に定める事由(貸借対照表を作成していない等)に該当する場合、一区分低い料率の適用は行いません) 【経営安定関連保証(5号)】 年0.80%~年1.25%
必要書類	・所定の申込書類一式 ・「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・事業行動計画書(申込人が策定したもの) ・経営安定関連保証(5号)については、保険法第2条第5項第5号に規定する市町村長または特別区長の認定書
備考	・貸付実行後、定期的に計画の実施状況を報告する必要があります。 ・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度(経営支援資金[経営力強化枠])がございませう。 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。詳細は「 和歌山県中小企業融資制度ご案内 」をご覧ください。

※上記は制度の概要となります。保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

15 資金集約プラン I 型 [借換型]

既往借入金を集約することで、返済負担の軽減を図りつつ
資金調達が可能で保証制度です。

資格要件

- (1)～(7)のすべてに該当し、和歌山県信用保証協会の保証付き借入残高を有する中小企業者(法人/青色申告であり、貸借対照表添付の税額控除を受けている個人)
- (1) 業歴を3年以上有すること
- (2) 申込金融機関との与信取引を6ヶ月以上有すること
- (3) 納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税等)について滞納がないこと
- (4) 保証協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと
- (5) 保証協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと
- (6) 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること
- (7) 申込金融機関の債務者区分が「正常先」であり、保証料区分が第5区分以上であること
ただし、申込金融機関の債務者区分が「未分類先(無格付先)」については、CRD(中小企業信用リスクデータベース)による3年累積デフォルト率が2%以下であること(個人の場合「正常先」に限る)

資金用途

運転・返済資金(事業資金)
※返済資金を必ず含む必要があります。
※協会が特に認めた場合は、プロパー融資の返済資金も可能となります。

保証限度額

2億8,000万円
ただし、新規需資額は、申込直前期の平均月商3ヶ月以内とします。

保証期間

15年以内(据置期間1年以内)

保証割合

責任共有対象(80%保証)

貸付金利

金融機関所定利率

返済方法

均等分割返済

担保

必要に応じて徴求
※原則として有担保のプロパー返済資金を含む場合、当該担保を徴求する必要があります。

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。
詳細は「[経営者保証を不要とする取り扱いについて](#)」をご覧ください。

保証料率

年0.45%～年1.60%
※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり

必要書類

・所定の申込書類一式

備考

- ・本制度ご利用には、必ず事前相談が必要となります。
事前相談の際は「事前相談書」と併せて必要書類一式の提出をお願いします。
- ・本制度は提携保証制度となります。
ご利用可能な金融機関については「[提携保証覚書締結金融機関一覧](#)」をご確認ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

16 短期継続保証 たんけいネクスト

短期資金を継続的に利用することで、毎月の返済が不要となる保証制度です。

資格要件	(1)～(6)のすべてに該当し、金融機関と連携して経営改善に取り組む中小企業者(法人/青色申告であり、貸借対照表添付の税額控除を受けている個人) (1) 2期以上の確定申告を行っていること (2) 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること (3) 納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税等)について滞納がないこと (4) 保証協会の保証付き融資について、延滞等の債務不履行がないこと (5) 保証協会の求償権先で、求償債務が残っていないこと (6) 正味資産が債務超過(個人は保証申込時の財産状況の記載、法人は直近の決算)でないこと なお、法人で債務超過の場合は代表者個人の正味資産を加味して債務超過でないこと
資金用途	運転資金(事業資金) ※協会が認めた場合、既保証融資(原則同一金融機関扱い分に限る)の返済資金も可能となります。
保証限度額	8,000万円 ※新規需資額(既往の本提携保証を含む)は申込直前期の平均月商3ヶ月以内とします。
保証期間	12ヶ月以内 ※保証審査により最長7回まで更新が可能です。更新時の保証期間は原則として12ヶ月とします。
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	年0.45%～年2.35% ※近畿税理士会に所属する税理士または税理士法人が月次管理を行っている中小企業者の場合 年0.35%～年2.25% ※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式 ・近畿税理士会に所属する税理士等が月次管理を行っており、信用保証料率の割引を適用する場合:「たんけいネクスト」利用に関する確認書兼同意書 ※更新の都度、状況報告書が必要となります。
備考	・本制度のご利用には、必ず事前相談が必要となります。 事前相談の際は「事前相談書」と併せて必要書類一式の提出をお願いします。 ・1金融機関につき1企業1口の利用とします。 ※有担保扱いと無担保扱いに分割する場合、同時実行で2口利用が可能となります。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

17 プロパー融資借換特別保証

一定の要件を満たす方を対象として、経営者保証を提供している既往のプロパー融資について、経営者保証を提供せずに借換いただける保証制度です。

資格要件	<p>【申込人要件】 申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、(1)～(4)のすべてに該当する中小企業者(法人)</p> <p>(1)直近決算において資産超過であること (2)直近決算においてEBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること (3)直近決算において法人・個人の分離がなされていること (4)保証協会への申込日時点において返済緩和している借入金がないこと</p> <p>【申込金融機関要件】 本制度による保証付融資の実行と原則同時に(1)または(2)のいずれかに該当していること</p> <p>(1)経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること (2)経営者保証を提供している既往のプロパー融資(本制度による返済部分を除く)の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資について保全がないこと</p>
資金使途	経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金(事業資金)
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合:4億8,000万円) ただし、申込金融機関における保証限度額(既往の本制度残高を含む)は、申込金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内とします。
保証期間	一括返済:1年以内 均等分割返済:10年以内(据置期間1年以内)
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	必要に応じて徴求 ※原則として有担保のプロパー返済資金を含む場合、当該担保を徴求する必要があります。
連帯保証人	不要
保証料率	年0.45%～年1.90% ※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式 ・財務要件等確認書 ・借換債務等確認書
備考	・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度(資金繰り安定資金[借換])が ございます。 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が 引き下げられております。 詳細は「 和歌山県中小企業融資制度ご案内 」をご覧ください。
取扱期間	令和9年3月31日保証協会申込受付分まで

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

18 協調支援型特別保証

金融機関のプロパー融資と保証協会付き融資を組み合わせることで、経営課題解決へ繋げる制度です。

資格要件	【申込人要件】 次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者 (1)申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること (2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと
資金用途	運転・設備・返済資金(事業資金)
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合:4億8,000万円)
保証期間	一括返済:1年以内 均等分割返済:10年以内 (据置期間 運転資金:1年以内、設備資金及び運転設備資金:3年以内)
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	年0.45%~年2.35% 申込人要件、保証申込日、保証料率区分に応じて国の保証料率補助が適用されます。(上記保証料率は補助前) ・資格要件(1)の場合 ①保証申込日が令和7年3月14日~令和8年3月31日:年0.23%~1.40% ②保証申込日が令和8年4月1日~令和9年3月31日:年0.30%~1.72% ③保証申込日が令和9年4月1日~令和10年3月31日:年0.34%~1.88% ・資格要件(2)の場合 年0.34%~年1.88% ただし、いずれの場合も、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外
必要書類	・所定の申込書類一式 ・申込人資格要件確認書兼誓約書 ・資格要件(2)の場合:経営行動計画書
備考	貸付実行後、定期的に計画の実施状況を報告する必要があります。 ・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度(資金繰り安定資金[協調支援枠・賃上げ支援枠])がございます。(令和7年4月1日取扱開始) 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。 詳細は「 和歌山県中小企業融資制度ご案内 」をご覧ください。
取扱期間	令和10年3月31日保証協会申込受付分まで

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

19 当座貸越根保証

反復継続的にご利用いただける、当座貸越形式の保証制度です。

資格要件	(1)～(3)のすべてに該当し、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる中小企業者 【個人】 (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っていること (2) 申込金融機関との与信取引を6ヶ月以上有すること (3) ①～④のいずれかに該当すること ①保証申込直前期決算におけるCRD(中小企業信用リスクデータベース)を活用した保証協会によるスコアリングが、一定基準以上であること ②保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリングが前記①CRD基準と同等以上であること ③青色申告であり、保証申込直前期決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること ④青色申告であり、保証申込直前期決算において申告所得100万円以上を計上し、かつ不動産等物的担保の提供があること 【法人】 (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っていること (2) 申込金融機関との与信取引を6ヶ月以上有すること (3) ①または②のいずれかに該当すること ①保証申込直前期決算におけるCRDを活用した保証協会によるスコアリングが、一定基準以上であること ②保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリングが前記①CRD基準と同等以上であること
資金使途	運転・設備・返済資金(事業資金)
保証限度額	100万円以上2億8,000万円
保証期間	1年間または2年間(ただし、更新は可能)
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	約定返済または随時返済
担保	原則として5,000万円以内は無担保とし、5,000万円を超える場合は担保が必要となります。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	年0.39%～年2.07% ※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

20 無担保当座貸越根保証 当貸プライム

一定の要件を満たす方を対象として、無担保で反復継続的にご利用いただける、当座貸越形式の保証制度です。

資格要件

- (1)～(3)のすべてに該当する中小企業者
(組合を除く法人/青色申告であり、貸借対照表添付の税額控除を受けている個人)
- (1)業歴が3年以上、かつ決算を2期終了していること
- (2)保証料区分が第7区分以上であること
- (3)以下に該当すること
 - 【法人】保証申込直前期決算において自己資本10%以上かつ2期連続経常利益計上していること
 - 【個人】保証申込直前期の申告において差引金額1,000万円以上計上かつ申告所得2期連続計上していること

資金用途

運転・設備・返済資金(事業資金)

保証限度額

1,000万円以上2億円

保証期間

1年間または2年間(ただし、更新は可能)

保証割合

責任共有対象(80%保証)

貸付金利

金融機関所定利率

返済方法

約定返済または随時返済

担保

不要

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。
詳細は「[経営者保証を不要とする取り扱いについて](#)」をご覧ください。

保証料率

年0.34%～年1.08%
※通常の保証料率から0.05%引き下げ
※会計参与設置会社割引0.1%の適用あり

必要書類

・所定の申込書類一式

備考

- ・申込金融機関の債務者区分が「正常先」(無格付先は除く)の場合、「普通保険」の利用が可能となります。
- ・本制度は提携保証制度となります。
ご利用可能な金融機関については「[提携保証覚書締結金融機関一覧](#)」をご確認ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

21 事業者カードローン当座貸越根保証

反復継続的にご利用いただける、カードローン形式の保証制度です。

資格要件

(1)～(3)のすべてに該当し、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる中小企業者

【個人】

(1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っていること

(2) 申込金融機関との与信取引を6ヶ月以上有すること

(3) ①～③のいずれかに該当すること

①保証申込直前期決算におけるCRD(中小企業信用リスクデータベース)を活用した保証協会によるスコアリングが、一定基準以上であること

②保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリングが前記①CRD基準と同等以上であること

③青色申告であり、保証申込直前期決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること

【法人】

(1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っていること

(2) 申込金融機関との与信取引を6ヶ月以上有すること

(3) ①または②のいずれかに該当すること

①保証申込直前期決算におけるCRDを活用した保証協会によるスコアリングが、一定基準以上であること

②保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリングが前記①CRD基準と同等以上であること

資金用途

運転・設備・返済資金(事業資金)

保証限度額

100万円以上2,000万円

保証期間

1年間または2年間(ただし、更新可能)

保証割合

責任共有対象(80%保証)

貸付金利

金融機関所定利率

返済方法

約定返済または随時返済

担保

原則として不要

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。

詳細は「[経営者保証を不要とする取り扱いについて](#)」をご覧ください。

保証料率

年0.39%～年2.07%

※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり

必要書類

・所定の申込書類一式

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

小規模企業者の方に比較的やさしい要件でご利用いただける、
カードローン形式の保証制度です。

資格要件	(1)~(3)のすべてに該当し、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる小規模企業者 (1) 同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の確定申告を行っていること (2) 最近2年間のいずれかの決算で利益(法人は経常利益、個人は申告所得)を計上しているか、または保証申込直前期決算において債務超過でないこと (3) 本制度を含め事業者カードローン根保証の利用がないこと
資金用途	運転・設備資金(事業資金)
保証限度額	50万円以上500万円(白色申告の個人事業主は200万円) ※申込直前期決算の平均月商の3ヶ月以内とします。 ※本件を含めて保証債務残高3,000万円が上限となります。
保証期間	1年間または2年間(ただし、更新可能)
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	約定返済または随時弁済
担保	原則として不要
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	年0.39%~年2.07% ※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

23 不動産担保活用型提携保証

不動産担保を最大限有効活用し、超長期の取り組みが可能な保証制度です。

資格要件	(1)～(6)のすべてに該当する中小企業者 (1)業歴を1年以上有すること (2)営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること (3)納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税等)に滞納がないこと (4)保証協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと (5)保証協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと (6)法人については①、個人については①または②のいずれかに該当していること ①申込直前期決算における保証料区分が第4区分以上(一律料率適用先は除く)であること ②申込直前期の申告において申告所得100万円以上計上していること
資金用途	運転・設備・返済資金(事業資金)
保証限度額	2億円
保証期間	一括返済:1年以内 均等分割返済:20年以内(据置期間1年以内) ※建物新築資金の場合、30年以内となります。
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	不動産担保が必要となります。 なお、担保設定順位が協会第1順位(条件担保の場合、協会優先充当に限る)の不動産担保を含むこととし、不動産担保評価額は、協会所定の評価方法に基づく評価額を80%で除した額とします。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	年0.35%～年1.80%(有担保割引適用後) ※会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式(登記簿謄本や公図など担保設定に必要な資料を含む)
備考	・本制度は提携保証制度となります。 ご利用可能な金融機関については「 提携保証覚書締結金融機関一覧 」をご確認ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

24 流動資産担保融資保証

流動資産を活用し、低い保証料率でご利用いただける保証制度です。

資格要件	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者 なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。
資金用途	運転・設備資金(事業資金)
保証限度額	2億円
保証期間	1年間(ただし、更新は可能) ※個別保証の場合、1年以内となります。
保証割合	80%保証
貸付金利	金融機関所定利率
貸付形式	根保証または個別保証 【根保証】当座貸越 【個別保証】手形貸付
返済方法	【根保証】 約定返済または随時返済 【個別保証】 返済引当とした売掛債権の支払期日に、一括して返済するものとします。 なお、複数口の売掛債権を返済引当として一本の手形貸付とする場合、個々の売掛債権の支払い期日が到来する都度、返済することが可能です。
担保	申込人の有する流動資産を担保として徴求します。 ※個別保証の場合、売掛債権に限ります。
連帯保証人	不要
保証料率	年0.68%
必要書類	・所定の申込書類一式 ・譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表 ・譲渡担保対象売掛先明細書 ・第三債務者との取引基本契約書(写) ・過去の取引実績を証する書類(写) ・棚卸資産を担保とする場合で、掛売上以外の売上がある場合: 棚卸資産売上代金入金口座届出書(写) ・個別保証の場合:担保として徴求する売掛債権の挙証資料(写)
備考	・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度(短期決済資金[流動資産])が ございます。 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が 引き下げられております。 詳細は「 和歌山県中小企業融資制度ご案内 」をご覧ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

25 事業承継特別保証

事業承継の際にご利用いただける経営者保証が不要な保証制度です。

資格要件	(1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、貸付実行されたものに限る)から3年以内に保証申込を行うものに限る (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないこと (3)①~④のすべてに該当すること ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと
資金用途	資格要件(1):運転・設備・返済(事業資金) 資格要件(2):事業承継前の借入金に係る返済資金 ※金融機関プロパー借入金の返済も可能です。 ※個人保証を付していない借入金については返済できません。
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合、4億8,000万円)
保証期間	一括返済:1年以内 分割返済:10年以内(据置期間1年以内)
保証割合	責任共有対象(80%保証)
支払金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	不要
保証料率	年0.45%~年1.90% ※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり ※中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受け、確認が必要なすべての項目について満たしていると判断された場合、年0.20%~年1.15%(有担保割引、会計参与設置会社割引の適用なし)
必要書類	・所定の申込書類一式 ・事業承継計画書 ・財務要件等確認書 ・既往借入金を返済する場合:借換債務等確認書 ・申込金融機関以外の既往借入金を返済する場合:他行借換依頼書兼確認書 ・中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受け、信用保証料率の割引を適用する場合:ガバナンス体制の整備に関するチェックシート
備考	・申込金融機関は既に申込中小企業者と与信取引を有しているものに限りです。 ・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度(事業承継支援資金[承継特別支援])がございます。 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。 詳細は「 和歌山県中小企業融資制度ご案内 」をご覧ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。

付録 経営者保証を不要とする取り扱いについて

次の①金融機関連携型 ②財務要件型 ③担保充足型 のいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。

① 金融機関連携型

ご利用いただける方

次の1~3の要件を満たす法人

1	法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されていること
2	申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ保全(※人的・物的担保)がないプロパー融資の残高がある。またはプロパー融資を同時実行すること
3	財務要件(「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」)を満たしていること

対象保証制度

全ての保証制度

② 財務要件型

ご利用いただける方

次の要件を満たす法人

要件	特定社債保証制度の申込人資格要件(適債基準)を満たしていること
----	---------------------------------

対象保証制度

財務要件型無保証人保証

③ 担保充足型

ご利用いただける方

次の要件を満たす法人

要件	申込人または経営者本人等が所有不動産を担保提供し、十分な保全が図られていること
----	---

対象保証制度

全ての保証制度(無担保要件の保証制度を除く)
※担保提供者が申込人以外の場合は、物上保証人になっていただく必要があります。

上記①~③のいずれにも該当しない法人においても、一定の要件を満たした場合に、保証料率を上乗せすることで経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。

④ 保証料率上乗せ

ご利用いただける方

次の1~5の要件を満たす法人

1	過去2年間(法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間)において、貸借対照表、損益計算書その他の財産、損益または資金繰り表の状況を示す書類を申込金融機関の求めに応じて提出していること
2	直近の決算書において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
3	直近の決算において債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと。 または直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと
4	上記1及び2の要件について、継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
5	中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望していること

対象保証制度

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証
無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険・
新事業開拓保険または事業再生保険に係る全ての保証制度

上乗せ保証料率

制度所定の保証料率に、上記3の要件を両方とも満たしている場合は0.25%、どちらか一方のみを満たしている場合は0.45%上乗せ

付録 提携保証覚書締結金融機関一覧

金融機関名	大口無担保型 提携保証証	不動産担保活用型 提携保証証	資金集約プラン I型〔借換型〕	当貸プライム	わかやまミライII	SDGs保証	レポート50
南都銀行	○	○	○	○	○	○	○
紀陽銀行	○	○	○	○	○	○	○
池田泉州銀行	○	○	○	○	○	○	○
きのくに信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
新宮信用金庫	○	○	○	—	○	○	○
三菱UFJ銀行	○	○	○	—	—	—	—
商工組合中央金庫	○	○	○	○	○	○	○
みずほ銀行	○	○	—	—	—	—	—
三井住友銀行	○	○	○	—	—	—	—
りそな銀行	○	○	○	○	—	○	○
三十三銀行	○	○	—	○	○	○	○
関西みらい銀行	○	○	—	○	○	○	○
近畿産業信用組合	—	○	—	—	—	○	—